

# 自動車運送事業の免許等に関する公安委員会等の意見

## 提出について

(平成13年12月11日甲通達交規第86号)

自動車運送事業の免許申請事案等の調査の際における公安委員会等の意見提出については、下記のとおり平成14年1月1日から実施することとしたので通達する。

なお、自動車運送事業の免許等に関する都道府県公安委員会等の意見提出について(昭和40年甲通達交企第23号)は、廃止する。

### 記

#### 1 意見提出の根拠

自動車運送事業の免許申請事案等の調査の際における公安委員会等の意見提出の根拠となる覚書又は申合せは、次のとおりである。

##### (1) 一般乗合旅客自動車運送事業

路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書(昭和40年4月20日付け警察庁次長・運輸事務次官覚書)に基づき意見提出を行う。

##### (2) 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。以下「特別積合せ貨物運送事業」という。)特別積合せ貨物運送事業の許可申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書(平成元年3月27日付け警察庁交通局長・運輸省貨物流通局長覚書)に基づき意見提出を行う。

##### (3) 前記(1)及び(2)以外の一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送事業を除く。)及び特定貨物自動車運送事業

本部長と静岡運輸支局長との申合せに基づき意見提出を行う。

#### 2 意見聴取及び意見提出の具体的手続

##### (1) 運輸局長等に申請された自動車運送事業の免許申請事案等が、覚書及び申合せの基準に該当する場合には、その事案の内容に応じて警察庁交通局長、管区警察局長又は運輸支局長を通じて、公安委員会又は本部長に意見の提出を求められる。

##### (2) 公安委員会又は本部長は、前記(1)の意見の提出を求められたときは、所轄警察署長(高速道路交通警察隊が管轄する道路にあっては高速道路交通警察隊長。以下「警察署長等」という。)に調査を下命(公安委員会にあっては本部長経由)し、その報告に基づき、それぞれの経由先を通じて意見を提出する。

#### 3 意見提出を要しない軽微な事案について

各自動車運送事業ごとの意見提出を要しない軽微な事案は、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 一般乗合旅客自動車運送事業

ア 路線、車庫、停留所等すべての事項に係る廃止申請事案及び路線バスの営業所に係る事案

イ 交通規制又は道路障害に起因する路線変更事案

ウ 申請路線が専用自動車道のみに係る事案

(2) 特別積合せ貨物運送事業

営業所、自動車車庫、荷扱所等すべての事項に係る廃止申請事案

(3) その他の自動車運送事業

ア 個人タクシーに係る免許等申請事案

イ 自家用自動車有償貸渡業（レンタカー）に係る免許等申請事案

ウ 営業所、自動車車庫、荷扱所等すべての事項に係る廃止申請事案

エ 前面道路が同一の場合における自動車車庫の出入口の変更申請事案

4 意見書の提出期限

覚書等により公安委員会等の意見提出期限は、意見聴取の通知を受けた日から、原則として、一般乗合旅客自動車運送事業にあつては20日以内、特別積合せ貨物運送事業にあつては2週間以内（運輸局長等がこれと異なる期限を指定したときは、当該指定した日まで）、その他の事業にあつては運輸支局長が指定した日までとなっており、運輸局長等はこの期限までに意見書の提出を受けなかったときは、交通の安全と円滑に関して支障がない旨の公安委員会等の意見書の提出があつたものとみなすことになっていることから、警察署長等は、下命された事案について迅速に調査を行い報告すること。この場合において、特別の事情により報告が遅延するときは、その旨連絡すること。

5 調査要領

調査は、現地を必ず踏査するとともに、申請者を立ち合わせて調査事項について聴取することを原則とし、申請者が遠方であっても、電話連絡により説明を求めるなど必要な確認をすること。

なお、調査は交通の安全と円滑を確保する見地から実施し、当該事案を免許（認可）することの可否について検討しなければならないが、あわせて公共的な事業であることも考慮して意見を報告すること。

6 意見書の様式

一般乗合旅客自動車運送事業に対する意見書は様式第1号のとおりとし、特別積合せ貨物運送事業及びその他の自動車運送事業に対する意見書は様式第2号のとおりとする。

7 処分の通知

意見提出した事案について、運輸局長等の処分があつたときは、公安委員会（本部長）に通知することとなっているので、この場合は、速やかに、当該警察署長等にその旨を通知する。

8 停留所の新設及び位置の変更の取扱いについて

一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の新設、廃止又は位置の変更については、国土交通大臣に対する届出で足りることとなっているが、停留所は交通の状況に大きな影響を与えることから、警察庁と国土交通省の申合せにより、運輸支局長から一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、当該事業者が停留所の新設又は位置の変更を行おうとするときは、あらかじめ、新設又は変更後の停留所の位置を管轄する警察署長等に交通の安全と円滑の見地からの意見を聴くように指導することとなっている。

したがって、当該事業者から、停留所の新設又は位置の変更についての意見を求められた警察署長等は、現場の状況を調査の上、交通の安全と円滑の見地から必要な指導を行うこと。

## 9 その他

警察署長等は、免許（認可）をした後においても当該事案について交通管理上必要な事項を把握し、特異事項があった場合には報告すること。